

第5章 日置市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市役所の脱炭素化

1 前計画におけるこれまでの取組について

前計画である「日置市地球温暖化対策実行計画」は、温暖化抑制に対して市民や事業者等が一体となって取り組んでいくために、市役所も一事業者であることを認識し、全ての事務事業について、職員が積極的かつ率先して省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化等に取り組み、市民の模範となるための実行計画として、2018(平成30)年4月に策定されました。

計画期間	2018(平成30)年度から2022(令和4)年度までの5年間
削減目標年度	2030(令和12)年度
計画の対象	日置市の本庁舎、各支所庁舎等の事務事業 (出先機関等、2018(平成30)年度以降に新たに稼働した施設等は、温室効果ガスの算定については対象外とし、計画の見直し時に対象とする)
目標達成に向けた具体的な取組	物品等の購入に向けた取組、用紙、電気等の使用に向けた取組 廃棄に向けた取組、建築物の建築管理及び解体に向けた取組

2 日置市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の基本的事項

(1) 対象範囲

ア 対象とする施設等

本計画の対象範囲は、市が実施する事務事業とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定められた全ての行政事務を対象とします(2023(令和5)年1月時点 456施設)。また、施設の新設及び増設についても計画の対象とします。

さらに、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組(措置)を講ずるよう要請します。

イ 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、市の事務事業から排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

温室効果ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油、石油ガス)、電気の使用、一般廃棄物の焼却
メタン(CH ₄)	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水処理

(2) 市の事務事業における温室効果ガス排出量の現状

市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移をみると、基準年度である2013(平成25)年度は18,817t-CO₂であったものが、2021(令和3)年度には13,093t-CO₂と30.4%減少しています。

なお、前計画の対象施設(約40施設)と相違があるため、温室効果ガス排出量は一致しません。

■市の事務事業における温室効果ガス排出量の推移



《エネルギー種別》

エネルギー種	2013(平成25)年度		2021(令和3)年度	
	t-CO ₂	割合	t-CO ₂	割合
CO ₂	18,545	98.6%	12,864	98.2%
CH ₄	142	0.8%	120	0.9%
N ₂ O	129	0.7%	110	0.8%
合計	18,817	100.0%	13,093	100.0%
2013(平成25)年度比	100.0%	—	69.6%	—

注) 値は暫定値であり今後変更の可能性がある。

注) 各年度の温室効果ガス排出量データについて、データ報告が無い一部施設分は補正して算定している。

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計が内訳の合算と合わない場合がある。

《分類別》

分類	データ項目	2013(平成25)年度		2021(令和3)年度	
		t-CO ₂	割合	t-CO ₂	割合
公共施設	一般	8,662	46.0%	5,641	43.1%
	上下水道施設	3,963	21.1%	2,223	17.0%
	公共施設計	12,625	67.1%	7,864	60.1%
	公用車	402	2.1%	358	2.7%
	廃棄物	5,789	30.8%	4,871	37.2%
	合計	18,817	100.0%	13,093	100.0%
	2013(平成25)年度比	100.0%	—	69.6%	—

注) 値は暫定値であり今後変更の可能性がある。

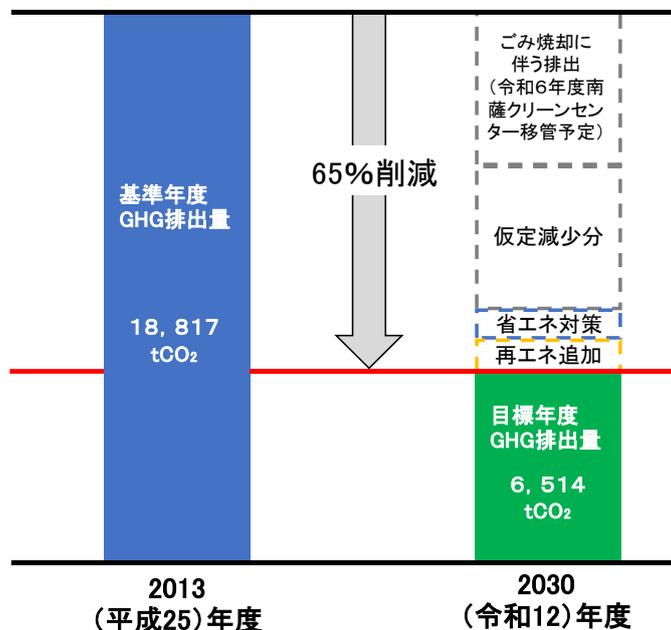
注) 各年度の温室効果ガス排出量データについて、データ報告が無い一部施設分は補正して算定している。

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計が内訳の合算と合わない場合がある。

3 事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標

地域脱炭素ビジョンに基づき、市職員の率先的な省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの導入による2030(令和12)年度に向けた温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

目標年度	目標
2030(令和12)年度	基準年度比 65%以上削減 ※2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて設定



注) 再エネ追加導入対策については電力排出係数低減による削減効果を含む。

4 事務事業の脱炭素化に向けた取組

市の事務事業の脱炭素化に向け、2027(令和9)年度までの計画として、3つの基本方針を掲げ、以下の取組を実施します。具体的な実行計画は、今後検討していきます。

基本方針	主な取組
基本方針 1 省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入の推進	(1) 省エネルギー性能の高い設備機器への更新 (2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の実施 (3) 設備機器の適正な保守管理・運用改善の実施 (4) 再生可能エネルギーの導入
基本方針 2 日常業務における省資源・省エネルギー対策の推進	(1) 省エネルギー行動の実施 (2) ごみの減量と適正処理、資源の有効利用 (4R) (3) グリーン購入 ^{※27} 、木材利用の実施 (4) 用紙の削減の実施 (5) 節水の実施
基本方針 3 EV導入と移動の省エネルギー対策の推進	(1) 公用車へのEVの導入 (2) 低燃費で安全を考えたエコドライブの実施 (3) 通勤や出張時の公共交通機関や自転車利用

※27 グリーン購入

…製品・サービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

基本方針 1

省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入の推進

(1) 省エネルギー性能の高い設備機器への更新

- ・照明設備を新設・更新する際は、LED 照明等の高効率照明設備を導入します。導入の際には、併せて調光機能や人感センサー、明るさセンサーの導入を検討します。
- ・エネルギーを消費する設備機器を新設・更新する際は、エネルギー消費効率を考慮して機器の選定を行います。

(2) 省エネルギーに配慮した建築・改修の実施

- ・建物を改築する際は、高断熱化・高气密化するとともに、自然光や自然の風を取り入れた計画・設計とします。
- ・建物を新築する際は、原則 ZEB Oriented 相当以上とします。

(3) 設備機器の適正な保守管理・運用改善の実施

- ・日常点検等により運転状況を把握し、エネルギー管理標準に基づいて設備機器を保守管理します。
- ・季節や施設利用状況等に応じて、最もエネルギー効率の良い状態に設定します。
- ・省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギーを消費する設備機器、熱源の運用改善を行います。

(4) 再生可能エネルギーの導入

- ・市役所本庁と支所、災害時の避難所等において、太陽光発電と蓄電池を組み合わせ、災害時に活用できる電源を確保し、レジリエンスを強化します。
- ・上下水道施設において、自家消費型の再生可能エネルギーによる発電を導入します。
- ・再生可能エネルギーに関する各種計画及び事業をひおき地域エネルギーと連携して実施します。



基本方針 2

日常業務における省エネルギー・省資源対策の推進

(1) 省エネルギー行動の実施

- ・地球温暖化や地球温暖化対策、再生可能エネルギーについて、掲示板や職員研修等を活用して情報提供、啓発を行い、「多彩に暮らす、オール日置で脱炭素！」の実現に向けて意識の向上を図ります。
- ・計画的な定時退庁の実施や残業を削減します。
- ・テレワークの推進や Web 会議システムの活用を図ります。
- ・パソコン等の省電力設定、こまめに電源 off を図ります。

(2) ごみの減量と適正処理、資源の有効利用（4R）

- ・ワンウェイ(使い捨て)製品の使用や購入を抑制し、必要なものを必要な数だけ購入するよう計画します。
- ・各課でリサイクルボックスを設置し、ごみ分別を徹底します。
- ・再使用や再生利用を進め、プラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施します。

(3) グリーン購入、木材利用の実施

- ・エコマークやグリーンマークなど環境マークが表示されているものや同等の製品を 100%購入します。
- ・日置市公共建築物等木材利用促進方針に基づき、市産材の利用に努めます。

(4) 用紙の削減の実施

- ・ペーパーレス会議の利活用や資料の簡素化を図ります。
- ・印刷する場合は、両面印刷や両面コピー、2in1印刷を徹底します。
- ・不要となった用紙の再使用や再生利用を徹底し、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底します。
- ・電子回覧や電子決裁を推進します。

(5) 節水の実施

- ・水圧調整を実施するとともに、食器洗浄や洗濯時は水を流しっぱなしにしません。
- ・公用車の洗車に当たっては節水を励行し、洗車の際はバケツを利用するなど節水に努めます。

基本方針 3

EV 導入と移動の省エネルギー対策の推進

(1) 公用車への EV の導入

- ・代替可能な EV がない場合等を除き、新規導入・更新は原則として全て電動車とします。また、シェアリングの活用も検討します。
- ・EV の円滑な運用に必要な充電設備の設置を行います。設置に当たっては、災害時等における移動型の臨時電源としての活用も考慮します。
- ・公用車の集中管理などにより効率的な利用に努めます。

(2) 低燃費で安全を考えたエコドライブの実施

- ・「エコドライブ 10^{※28}」を実践します。
- ・最適な走行ルートを行きます。

(3) 通勤や出張時の公共交通機関や自転車利用

- ・電車・バス等公共交通機関の便が良い場合は、公共交通機関を利用します。
- ・公用車やタクシーを利用する場合は可能な限り相乗りします。
- ・近距離の事務連絡等は、徒歩又は自転車の使用を推奨します。



※28 エコドライブ 10

…エコドライブの普及啓発のために国交省及び環境省が策定した 10 個の心がけ。

5 市役所における脱炭素化の推進体制

本実行計画の推進については、職員1人1人が実践することとなりますが、各課等において次のような役割を定めて円滑な推進を図ります。

(1) 実行計画管理者（各所属長）

各課等において、本実行計画の推進を図る管理者を1人置きます。管理者は、各課等における重点取組項目を決定するとともに、自ら率先して取り組むこととします。また、職員が取り組みやすい環境づくりを行います。

(2) 実行計画担当者（各係長等）

本実行計画の各項目の点検やデータ収集等により報告書の作成を行う担当者を各係等の係長をもって充てます。（係等が複数の場合は、庶務担当係長が報告書作成等の総括責任者となります。）

(3) 実行計画推進者（各係等に1人）

推進者は、管理者及び担当者の業務に協力するとともに、職員が円滑に計画を実践できるよう連絡調整をします。

